（1面から続く）

●だれもがいきいき幸せに暮らせるまち

◎女性特有のがん検診＝昨年度に引き続き、地域医師会等のご協力を頂きながらクーポン券を利用し、実施していきます

◎東京国体＝25年度に開催される東京国体において、市ではスポーツセンターを会場として、山岳競技を実施する予定です。その準備委員会設立発起人会が、今年2月に発足しています

●豊かな出合いでにぎわうまち

◎（仮称）地域産業推進協議会＝地域産業推進協議会をさらに発展させた検討推進組織を立ち上げ、地域の魅力を引き出す企画開発、まちの活性化に寄与する産業の創出などへ、つなげていきたいと思っています

●快適な都市環境が整ったまち

◎都市計画道路整備＝東3・4・19号線は、23年度の全線開通を目途に整備を進めていきます。東3・4・5号線は、27年度を目途に整備していきます。東3・4・20号線は、25年度の完成を目途に進めている新座市の整備状況を勘案し、新座市境までの未整備区間約500㍍を整備していきます。

いずれも、国や都から多くの補助金の交付を受けて、既に取り組んでいる状況から進めるものです

●計画の推進

◎事業仕分け＝21年度に示した事務事業の方向性を活かしながら、行政評価制度における事務事業単位をベースに、事業仕分けの対象となる事務事業を位置づけ、透明性を重視し、民の力を活かしながら公開して実施していきます

◎人件費総体の抑制＝正規職員の定年退職者不補充などを考慮しながら、行政職以外の職場の外部化を今後の課題として取り組んでいきます。加えて、組織の効率的な運営にも努め、こうした中で再任用職員、臨時・非常勤嘱託職員の活用の仕組みを再検討し、時間外手当の削減に取り組んでいきます

おわりに

私は、市政運営の根本理念として「歩いて暮らせるまち＝コンパクトシティ東久留米」を提起しました。これは、まちづくりの政策理念であるとともに、地域の高齢化にともなう現実的状況への対応であることはもちろんですが、新しい公共の構築と連動した新たな価値観の提起でもあります。

また、これまでの公共は、行政が主導するものでありました。しかし、地域主権といわれるこれからは、市民と行政の協働による「新しい公共」によって社会を担っていくことが重要と考えます。

このような一層の市民参加を目指しながら、情報の公開と共有、市民的討議と合意形成の習熟に努めていきます。

市民の皆様、議員各位の、一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

企業の倒産・解雇などにより国民健康保険へ加入した方へ

国民健康保険税の軽減を受けられる場合があります

企業の倒産・解雇・雇い止めなどの非自発的失業により、国民健康保険に加入した方の国民健康保険税について、在職中の保険料水準と同程度になるように、対象の離職者の前年の給与所得を100分の30として計算する制度が4月1日から始まりました。軽減を受けるためには、保険年金課（市役所1階）の窓口で申請が必要です（前住所地で軽減を受けていた方も、市町村ごとに申請が必要です）。

※国民健康保険に加入中であれば、対象期間中に就職しても引き続き軽減の対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険から脱退すると、この軽減は終了します。

【対象】次の①～③の要件にすべて該当する方

①21年3月31日以降に離職し、離職時の年齢が65歳未満であること②雇用保険の特定受給資格者（雇用保険受給資格者証の離職理由コードが11・12・21・22・31・32の方）または、雇用保険の特定理由離職者（雇用保険受給資格者証の離職理由コードが23・33・34の方）であること③雇用保険の特例受給資格者、高年齢受給資格者（雇用保険受給資格者証に特・高の記載がある方は、特例受給資格者・高年齢受給資格者です）でないこと

【申請の際に持参するもの】雇用保険受給資格者証、国民健康保険被保険者証、認め印。また、これから国民健康保険に加入する方は会社の健康保険資格喪失証明書など

【軽減対象期間】離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで（ただし、施行が今年4月1日のため、軽減を受けることができるのは、施行日以降の対象期間となります）

【ご注意】この軽減制度は離職者の給与所得を100分の30として計算しますが、そのほかの所得や、ほかの加入者の所得状況により必ず軽減になるものではありません

詳しくは保険年金課☎470・7732へ。

国民年金だより

年金を受けている方が亡くなられたときは届出が必要です

年金を受けている方が亡くなられたときは、「年金受給権者死亡届」を武蔵野年金事務所に提出してください。また、年金は亡くなられた日の属する月まで受けられます。未払いの年金がある場合は、「未支給年金・保険給付請求書」も併せて武蔵野年金事務所に提出してください。未払いの年金を受けられる遺族の方は、年金を受けていた方の死亡当時、生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹です。なお、「年金受給権者死亡届」の提出が遅れると年金がそのまま支払われ、後日、遺族の方から年金を返納していただくことになりますので、ご注意ください。

また、遺族厚生年金の請求は、武蔵野年金事務所で必要書類をご確認の上、手続きをしてください。共済年金を受給していた場合は、それぞれの共済組合に問い合わせてください。

死亡届や未支給年金、遺族厚生年金の請求について、詳しくは「ねんきんダイヤル」☎0570・05・1165（IP電話やPHSからは☎03・6700・1165）または武蔵野年金事務所☎0422・56・1411（受け付けは月曜～金曜日の午前8時半～午後5時15分〈ただし、月曜日は午後7時まで延長〉、第2土曜日は午前9時半～午後4時）へ。

5月は赤十字運動月間です

皆さんの善意を赤十字へお寄せください

5月は赤十字運動月間です。「赤十字会員（社員）」とは、毎年継続して500円以上の会費（社費）を、日本赤十字社へご協力いただける方のことです。

皆さんから寄せられた活動資金は、国際救援活動、災害救援活動、医療事業、看護師の養成、血液事業、救急法、家庭看護法などの講習事業、社会福祉事業、赤十字奉仕団活動、青少年赤十字活動など、さまざまな赤十字の人道的な活動に使わせていただいています。この運動期間中、皆さんのご自宅を、赤十字協賛委員（町会・自治会の役員）や赤十字奉仕団の方がお伺いしますので、ご理解とご協力をお願い致します。

詳しくは福祉総務課福祉政策係☎470・7741へ。

赤十字活動を紹介するパネル展を開催します

～東久留米赤十字奉仕団主催

5月の赤十字運動月間にちなみ、日本全国で赤十字活動のPRイベントと会費（社費）の募集キャンペーンを行います。

日本赤十字社は、皆さんの寄付金で地震・津波・台風などで被災された方や、戦争で生命の危険にさらされている方に救援活動を行っています。例えば新潟地震では、5年間で100億円以上の義援金で復興を助けています。これらの活動を紹介した写真パネル展を開催します。ぜひ、ご参加ください。

【日程・内容】次の通り

▼5月15日（土）・16日（日）のいずれも午前10時～午後5時＝「赤十字活動写真パネル展」

▼5月15日（土）正午～午後1時＝「非常食炊き出し訓練」。参加者にお弁当を差し上げます▽**午後1時～3時半＝**「ニコニコ赤十字健康教室」。高齢者を中心に、長生き健康法を教えます

▼5月16日（日）午前10時～正午＝「手作り災害持ち出し袋講座」（市社会福祉協議会と共催）。そのときに作るハイゼックス（炊飯袋）食と持ち出し品を差し上げます。参加費500円。定員40人（要予約）▽**午後1時半～2時＝**男声コーラス「ダンディーズ」による歌唱。指揮は武藤茂氏。曲目は唱歌メドレー「ふるさとの四季」「白鳥」「オンブラマイフ」ほか▽**午後2時～3時半＝**三角きんなどを使った救急手当てほか

【会場】市民プラザホール、市役所1階屋内ひろば

詳しくは奉仕団委員長・竹内☎473・0848、福祉総務課☎470・7741へ。

森林整備、緑化の推進などに役立てます

緑の募金にご協力ください

5月4日（祝）は、「みどりの日」です。市では、東京都緑化推進委員会が実施する緑の募金に協力して、5月を緑の募金活動月間とし、市内の公共施設などに募金箱を設置し、募金への協力をお願いしています。

寄せられた募金は、森林整備事業、緑化の推進・啓発などの活動のほか、花粉の少ない森作りに役立てられます。

緑を守りはぐくみ未来へつなげるために、皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

【募金期間】5月6日（木）～31日（月）

【設置個所】市民プラザ事務室、環境政策課（市役所5階）、上の原・ひばりが丘・滝山の各連絡所、わくわく健康プラザなど

※郵便振り込みもご利用できます。

詳しくは同課みどりと公園担当☎470・7753へ。

22年度軽自動車税

納税通知書を発送します

バイクや軽自動車などの所有者に課税される「平成22年度軽自動車税」の納税通知書を5月11日（火）に発送します。

通知書に記載されている金融機関などでお納めください。

なお、市では4月1日付で、軽自動車税の減免事務取扱要領の一部改正を行いました。今までは、軽自動車税の減免適用範囲を常時介護者などが運転する場合と本人運転のもので分けていましたが、運転者にかかわりなく本人の障害程度に統一しました。また、新たに肝機能障害1～4級の方を減免対象としました。

詳しくは課税課市民税係（市役所内線2331・2332）または市ホームページをご参照ください。

市税の納税にご協力ください

「納期内納税キャンペーン」を東久留米駅前で実施します

5月13日（木）に東久留米駅前で、「納期内納税キャンペーン」を実施します。当日は市職員が駅前に立ち、チラシなどを配布し、市税の納期内納税の呼び掛けを行います。

チラシの配布などの活動は出勤時間帯と重なりますが、ご理解いただきますよう、お願いします。

詳しくは納税課☎470・7730へ。

市税などの22年度納期一覧

区分	固定・都市計画税	市民税・都民税	国民健康保険税	後期高齢者保険料	軽自動車税
5月31日	第1期				第1期
6月30日		第1期			
8月2日	第2期		第1期	第1期	
8月31日		第2期	第2期	第2期	
9月30日			第3期	第3期	
11月1日		第3期	第4期	第4期	
11月30日			第5期	第5期	
12月27日	第3期		第6期	第6期	
23年1月31日		第4期	第7期	第7期	
23年2月28日	第4期		第8期	第8期	
23年3月25日			第9期		